

4.2 消防庁の対応

発災直後、消防庁内にある消防防災・危機管理センターに消防庁全職員が参集し、役割別に予め定められた班体制の下で災害情報の収集、緊急消防援助隊の指示などを行った。また、現地に職員を派遣し、的確な情報収集、緊急消防援助隊の派遣に係る円滑な連絡調整等を行った。本節では、消防庁災害対策本部や現地に派遣した消防庁職員の派遣実績を中心に消防庁の対応を記述する。

4.2.1 ▶ 消防庁の役割

消防庁は、平常時では、国の機関として、市町村の組織を基本とする消防機関の活動環境を整備している。具体的には、火災・地震・水害などの災害や事故が発生した場合に被害が最小限となるよう、必要な法令の整備や消防制度の見直し、車両などの資機材の配備に係る財政支援などを行っている。

一方、大規模な災害時には、被害状況を迅速に把握するとともに、地域の消防力では対応できない事態においては、全国から被災地域に向け緊急消防援助隊の出動の指示などを行い、被害の軽減にあたっている。

4.2.2 ▶ 東日本大震災発生時の消防庁の応急体制

消防庁では、地震・台風・水害・林野火災等自然災害から火災・爆発事故・テロ災害まで、災害事象が発生した場合には、災害の規模、人的・物的被害の程度、社会的影響度に応じて第1次から第3次応急までの体制をとり、災害情報の収集や緊急消防援助隊の派遣、都道府県及び市町村への勧告・助言等を行うこととしている。

地震災害の場合には、震度4又は震度5弱の場合には第1次応急体制^{*1}をとり、応急対策室長を室長とする災害対策室を設置することとしている。また、震度5強（東京23区の場合を除く。）の場合には、第2次応急体制となり、国民保護・防災部長を本部長とする災害対策本部を、震度6弱（東京23区の場合には5強）以上の場合には、第3次応急体制をとり、消防庁長官を本部長とする災害対策本部を設置することとしている。対応要員としては、第1次応急体制の場合には、初動対応要員4人、第2次応急体制の場合には、危機管理宿舎等に居住している職員約80人、第3次応急体制の場合には全職員（約180人）が参集し、対応にあたることとしている^{*2}。

表4.2-1に東日本大震災発生当時の消防庁における地震災害等発生時の応急体制の概要を示す。

表4.2-1 消防庁における地震災害等発生時の応急体制の概要(東日本大震災発生当時)

応急体制	第1次応急体制	第2次応急体制	第3次応急体制	
体制設置基準 (最大震度等)	・震度4 ・震度5弱	・震度5強 (東京都23区を除く。)	・震度5強 (東京都23区に限る。) ・震度6弱以上	・東海地震に関する警戒宣言
	・津波注意報 ・津波警報(津波) ・東海地震観測情報		・津波警報(大津波) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報	
対策本部等	・災害対策室 (自動設置) 【室長:応急対策室長】	・災害対策本部 (自動設置) 【本部長:国民保護・防災部長】	・災害対策本部 (自動設置) 【本部長:消防庁長官】	・地震警戒本部 (自動設置) 【本部長:消防庁長官】
勤務時間外の 参集要領	・初動対応要員が参集	・各班で事前に指名された者が 参集	・全職員が参集	

*1 下線の部分は、東日本大震災発生当時の体制である。震災後見直されて、応急体制は震度5弱以上が設置基準となっている。(平成24年10月時点)

*2 下線の部分は、東日本大震災発生当時の体制である。震災後、次のとおり見直されている。(平成24年10月時点)

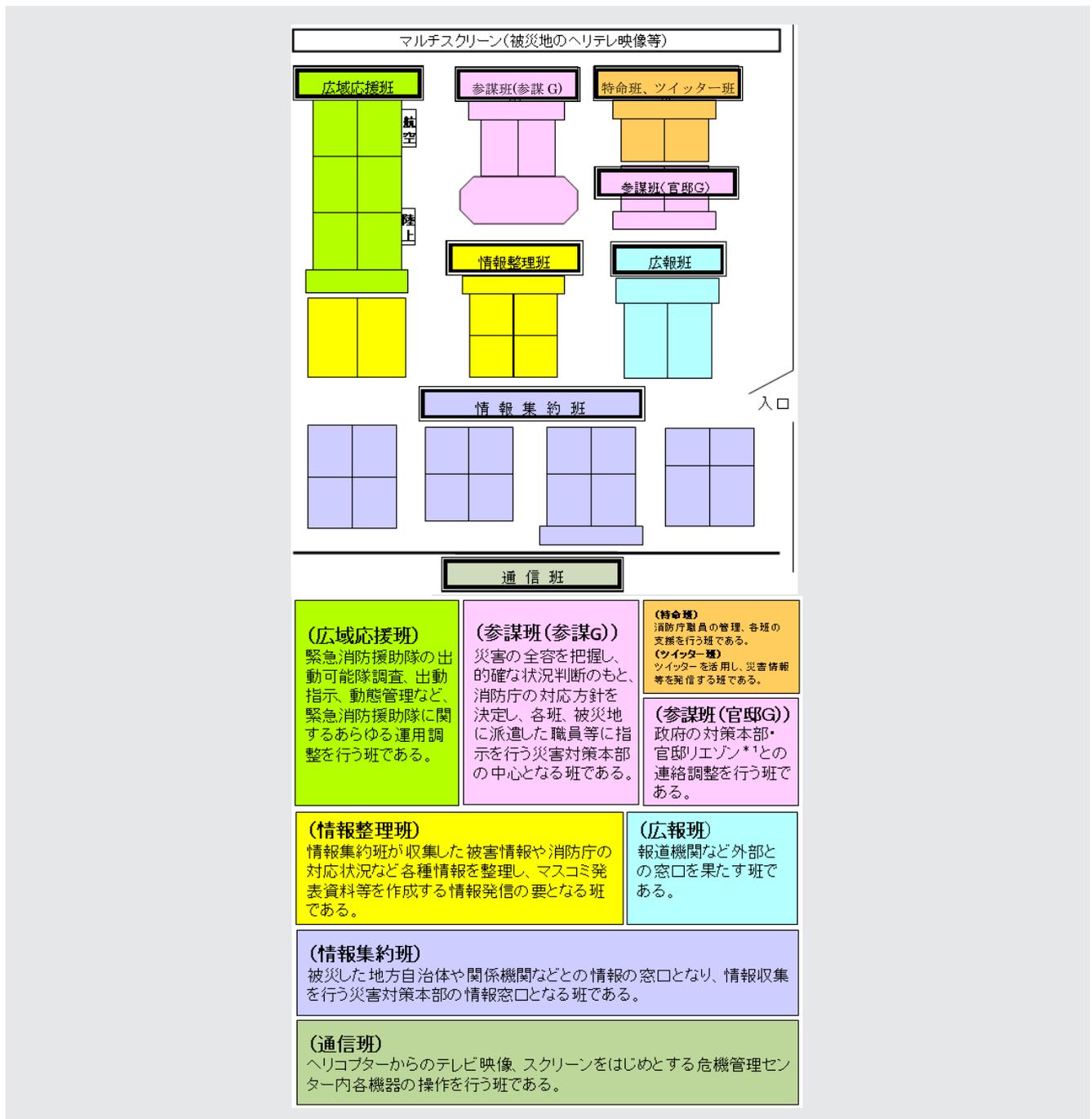
「対応要員としては、第1次応急体制の場合には、宿直及び初動対応要員の合計4人、第2次応急体制の場合には、災害対応担当課室の職員約30人、第3次応急体制の場合には全職員（約180人）が参集し、対応にあたることとしている。」

前述のとおり大規模な地震が発生した場合には、第3次応急体制をとり災害対策本部を設置することとしており、消防庁内にある消防防災・危機管理センターに直ちに全職員が参集し、災害対策本部の役割別に予め定められた班体制をとり、情報収集・広域応援などの応急対応を行うことになっている。この全庁的な体制を、「Fシフト（Full shift）体制」と呼んでいる。

消防防災・危機管理センター内の災害対策本部の各班の配置図を図4.2-1に示す。

このFシフト体制は、平成16年4月に従来の災害対策本部体制を見直し、新たな班体制を整えたものである。

図4.2-1 消防庁内の消防防災・危機管理センターの配置図



*1 官邸リエゾンとは、官邸（緊急参集チーム）や各省庁との連絡のため、官邸に派遣される連絡要員のことであり、消防庁では5人が派遣されることになっている。

表4.2-2に、消防庁災害対策本部の各班等における役割及び人数を示す。

表 4.2-2 消防庁災害対策本部の各班における役割及び人数

班名	役割	人数 ^{*1}
参謀班	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁災害対策本部の運営(災害の特性に応じて特別な班を臨時に設定を決定) ○事態の把握、状況判断、長官指示(緊急消防援助隊の派遣等) ○政府災害対策本部長、総務大臣への報告 ○政府各種対策本部及び消防応援活動調整本部等への要員派遣の決定に関すること ○官邸等との連絡調整(緊急参集チーム及び官邸リエゾンとの調整) ○政府災害対策本部長が示す措置等通知文書の決裁・発簡手続き事務 	参謀G:27人 官邸G:11人 計 38人
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県、関係機関からの情報収集(避難、救援、被害、応援要請、応援状況等) ○都道府県に対する連絡・通知 ○各種情報の情報整理班への伝達 	45人
情報整理班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報整理(時系列表作成、被害報作成) ○大臣への状況説明資料の作成 ○広報資料の作成 ○内部情報の集約 	28人
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣、総務省幹部等への報告 ○国会議員対応 ○マスコミ対応 ○ホームページへの掲載 	13人
広域応援班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊(陸上部隊・航空部隊)の派遣指令・運用 	陸上G:17人 航空G:12人 計29人
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信体制の確保(ITセキュリティを含む。) ○映像の配信(ヘリコプターテレビ中継システム(ヘリテレ)映像等) ○被災地の消防防災関係無線の把握 	11人
特命班	<ul style="list-style-type: none"> ○特命事項の処理(避難を円滑に行うための勧告、職員の派遣のあっせん等) ○各班の人員体制の見直し、関係団体からの応援受入調整 ○職員の安全確保(避難誘導、安否確認) ○職員の管理支援(食事、健康管理等) ○庁内の保安 	16人
ツイッター班	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁ツイッターによる情報発信 	3人
合計(全消防庁職員)		183人

*1 人数は東日本大震災時における計画上の人数(兼務の場合は主たる班で集計)

4.2.3 ▶ 東日本大震災発生時の消防庁の対応¹⁾

消防庁では、平成23年3月11日14時46分の発災と同時に、Fシフト体制をとり、消防庁災害対策本部（本部長：消防庁長官）を設置し（写真4.2-1）、震度6弱以上を観測した県に対して適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度6弱以上を観測した県内各消防本部に直接被害状況の問い合わせを開始した。

しかし、発災初期は回線途絶や通信制限等により、電話、ファクシミリ等の通信設備が使用困難な状態となった。都道府県との通信回線については、衛星回線等により大きな問題が生じなかったが、被災地消防本部等との情報伝達に困難が生じた。被災地すべての消防本部と連絡がとれたのは、翌3月12日の朝であった。消防庁では、被害の甚大さを踏まえ、同3月11日15時40分、消防庁長官から緊急消防援助隊に対して、平成15年の緊急消防援助隊の法制化以降、初めて消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項の規定に基づく出動指示を行った。その後も情報収集を進め、甚大な被災状況が判明するに従い部隊の追加投入を決定していった（図4.2-2）。

また、石油コンビナート火災や原子力発電所事故に対応するために、臨時にそれぞれの特命班を消防庁災害対策本部内に設置した。

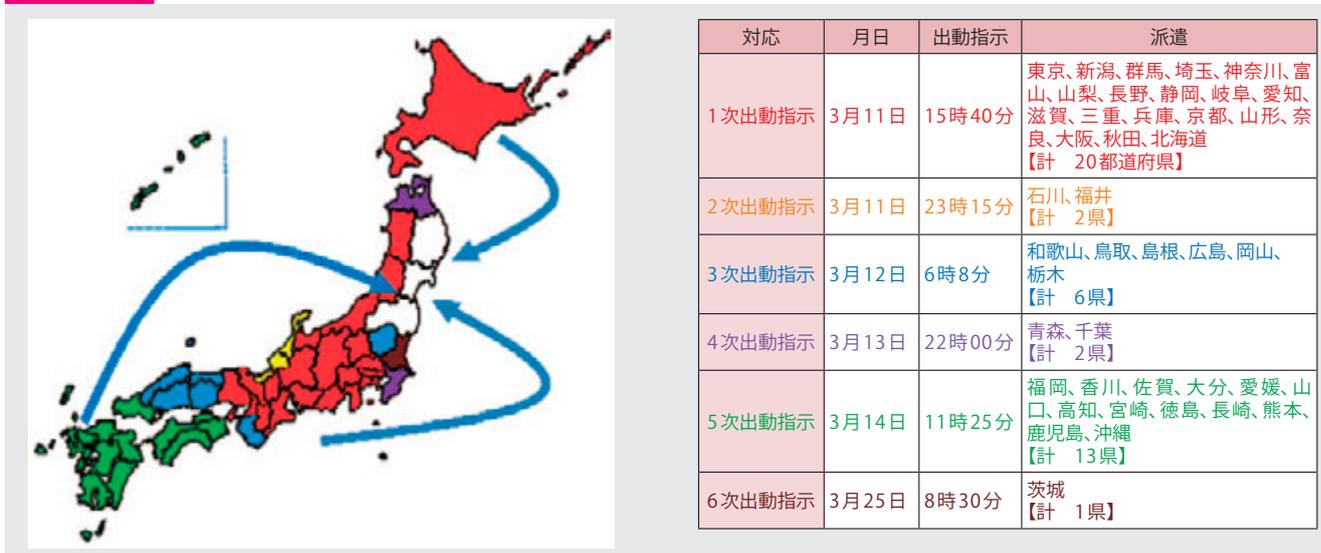
迅速・的確な情報収集、緊急消防援助隊の派遣に係る円滑な連絡調整等を図るため、発災後直ちに職員を青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の各県へ派遣した。他方、東京電力福島第一原発第3号機使用済燃料プールへの放水活動をはじめとする東京電力福島原子力発電所事故への対応に際しても、現地に職員を派遣し、関係省庁及び消防本部との連絡調整を行うとともに、消防組織法第44条第4項に基づき出動した緊急消防援助隊の活動への支援を行った。

緊急消防援助隊の活動については、「4.6 緊急消防援助隊の活動」に、東京電力福島原発事故への対応については「4.8 原子力発電所事故に対する活動」に記載する。



写真4.2-1 消防庁災害対策本部
(平成23年3月12日10時頃撮影)

図4.2-2 消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示一覧¹⁾



1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

1 日時別の消防庁の対応状況

発災後の日時別の消防庁の対応状況を以下のとおり示す¹⁾²⁾。

【3月11日】

- 14時46分：消防庁災害対策本部設置（本部長：消防庁長官/第3次応急体制）消防庁コンビナート特命班設置
- 14時55分：震度6弱以上を観測した都道府県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- 15時00分：震度6弱以上を観測した岩手県、宮城県及び各消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認するも、軒並み不通
→3月12日朝には全消防本部と通信可能
- 15時00分：岩手県及び宮城県に消防庁職員各2人派遣を決定
- 15時03分：消防庁長官から北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県の航空部隊に出動準備の指示
- 15時05分：岩手県庁と連絡確認 被害状況不明
- 15時40分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第1次）
- 16時30分：消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣→21時15分福島県庁到着
- 17時30分：消防庁職員2人を宮城県に派遣
→21時05分宮城県庁到着
消防庁職員2人を岩手県に派遣
- 18時00分：政府調査団の一員として消防庁職員1人（総務課長）を宮城県に派遣
→21時00分宮城県庁到着
- 18時50分：消防庁職員2人を茨城県に派遣
- 19時50分：消防庁職員1人（青森県八戸市合同庁舎に出張中）に現地での情報収集指示
- 22時40分：緊急災害対策本部要員として消防庁職員4人を派遣

23時15分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第2次）

【3月12日】

- 6時08分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第3次）
- 8時30分：政府調査団の一員として消防庁職員1人を岩手県に派遣
- 9時00分：政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣

【3月13日】

- 片山総務大臣及び鈴木総務副大臣等が岩手県及び宮城県を視察。
「救急搬送に伴う放射線汚染に係る情報提供等について」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡。
- 16時00分：千葉縣市原市のコンビナート火災に関して、有毒ガスが発生して危険な状態にあるという誤った情報のチェーンメールに対し、消防庁からツイッターによる発信及びマスコミへの情報提供を実施
- 22時00分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第4次）

【3月14日】

- 1時00分：消防庁災害対策本部が発信した「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
- 3時00分：「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
- 11時25分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第5次）
「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について」（事務連絡）を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

1) 消防庁 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）

<http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html>（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁 福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）

<http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html>（平成25年1月21日参照）

【3月15日】

14時00分：消防庁災害対策本部が発信した「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

22時55分：消防庁長官から緊急消防援助隊として東京消防庁の指揮支援部隊及び横浜市消防局の航空部隊へ静岡県に出動指示。すでに出動指示を受け、東北地方に向け付近を前進中の福岡県及び宮崎県に対して転戦指示

23時50分：「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について」（事務連絡）を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

【3月16日】

「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡。

【3月17日】

7時00分：東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置
「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡
「救急救命士の特定行為の取扱いについて」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡

【3月18日】

東京電力福島第一原発対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日から4月2日）。

東京消防庁や消防庁が東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日から4月1日）。消防庁派遣の専門医には、消防庁職員が同行（3月21日から22日）。

【3月20日】

16時00分：消防庁災害対策本部に原発特命班を設置

【3月23日】

消防庁が、消防職員の曝露（ばくろ）放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日から4月2日）。

「東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡。

【3月25日】

8時30分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第6次）

【3月27日】

消防庁長官がJヴィレッジ及びいわき市立総合体育館において緊急消防援助隊等の状況を現地確認。

【3月28日】

「大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール及び指示体制等について」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡。

「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について」（消防予第92号及び消防危第52号）を各都道府県及び消防本部に連絡。

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について」（消防特第35号）を関係道府県に連絡。

【3月30日】

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物等の流出事故等に係る対応について」(事務連絡)を各都道府県及び消防本部に連絡。

「被災地への消防車両等の無償譲渡について」を関係消防本部に連絡(30日から)。

【4月1日】

消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認。

【4月2日】

東京消防庁からヘリコプターで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼。

【4月4日】

13時30分：消防庁職員1人を宮城県に追加派遣

【4月7日】

23時32分：宮城県沖を震源とする地震において、震度5弱以上を観測等した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

緊急消防援助隊について、出場中の部隊(岩手県に5隊24人、宮城県に162隊603人、福島県に133隊406人)とは別に、出動可能隊数の報告を求め、12県422隊1,528人が出動可能であることを確認(4月8日2時50分時点)

【4月8日】

0時34分：消防庁長官から東京消防庁、埼玉県、愛知県及び茨城県の航空部隊に出動準備の要請→解除(4月8日7時58分)

【4月11日】

17時20分：17時16分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において、震度5弱以上を観測した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

緊急消防援助隊について、出場中の部隊(岩手県2隊5人、宮城県156隊565人、福島県47隊141人)とは別に、出動可能隊数の報告を求め、13県456隊1,736人が出動可能であることを確認(4月11日20時00分時点)

20時00分：福島県内の緊急消防援助隊のうち、指揮隊1隊(神奈川県隊)、救急隊6隊(神奈川県隊2隊、群馬県隊2隊及び千葉県隊2隊)が出動準備→いわき市田人(たびと)町石住の家屋倒壊現場へ出動(20時19分)→全隊現場到着し、救助活動を実施(22時34分)→消防隊活動終了(4月12日6時05分)

【4月22日】

消防庁から職員を派遣し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と郡山地方広域消防組合消防本部との業務調整及び現地確認を実施。

【4月27日】

消防庁から職員を派遣し、相馬地方広域消防本部、福島市消防本部、福島県災害対策本部及び原子力災害現地対策本部との業務調整及び現地確認を実施。

【6月6日】

消防庁国民保護・防災部長が福島県にて福島県下消防機関消防長と意見交換及び緊急消防援助隊全隊の帰任を確認。

2 消防庁災害対策本部の活動

発災直後に設置した災害対策本部における各班の体制や活動などについて以下に記述する。写真4.2-2は3月11日の災害対策本部における対応状況である。

(1) 参謀班

発災当時の事前計画では、参謀班は災害対策本部の意志決定などを行う参謀G(27人)と主に官邸との連絡調整を行う官邸G(11人)の38人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で32人が参集していた。

ア 参謀G

参謀Gは、消防庁災害対策本部の中核を担っており、消防庁災害対策本部の対応方針の検討及び決定を行った。発災当初、広域応援班の要員が不足していたことから、要員確保にあたり、参謀班から広域応援班に3人を応援した。

また、情報集約班及び情報整理班等から報告された被災地域の被害情報等を元に緊急消防援助隊の出動の指示又は要請に係る意志決定を行った。

宮城県や千葉県のコンビナート火災では、対応要員としてコンビナート特命班を臨時に立ち上げた。また、東京電力福島原子力発電所事故の対応要員として、臨時に原発特命班及び東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置するほか、東京電力福島第一原発への放水活動にかかる関係機関との調整を行った。また、東京電力及び東北電力の計画停電実施についての連絡を受け、都道府県や消



写真4.2-2 消防庁災害対策本部における対応状況
(平成23年3月11日)

防機関に対し実施日時等を連絡するとともに、停電時の防火対策などについて通知した。

イ 官邸G

官邸Gは、被害の状況、緊急消防援助隊の活動状況及び避難の状況について随時、官邸へ報告するとともに、官邸からの指示事項や各省庁からの情報については、官邸リエゾンを通じて入手した。また、緊急参集チームの協議内容に係る確認や照会の対応を行った。官邸リエゾンとの兼務である職員も多く、長期の対応において交代要員が不足したため、兼務も含めて、19人に増員した。

(2) 官邸リエゾン

官邸リエゾンとは、官邸(緊急参集チーム、政府対策本部)や各省庁との連絡のため、官邸に派遣される連絡要員のことであり、消防庁からは5人が派遣されることになっていた。

事前計画において官邸リエゾンの派遣候補者は、各班に所属する25人が指定されていた。発災当時の事前計画により、指定されていた5人が速やかに官邸に移動し、対応にあたった。また、連絡体制を強化するため3月14日から3月22日までは1人の要員を官邸に追加派遣した。

消防庁災害対策本部の官邸Gからの被害情報等を政府緊急災害対策本部へ報告するとともに、緊急参集チームの協議事項や政府全体の対応状況、原子力発電所の状況について官邸Gを通じて消防庁災害対策本部へ報告した。

(3) 情報集約班

発災当時の事前計画では、情報集約班は45人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で40人が参集していた。

情報集約班は、被災した地方公共団体や消防本部をはじめ関係機関等との情報の窓口となり、被害情報や関係機関の対応状況等の情報収集を行った。

特に、被災地域の地方公共団体の首長の安否確認や連絡がつかない消防本部のリスト化を行い重点的に情報収集にあたった。

なお、発災直後から岩手県、宮城県の各県庁及び消防本部においてNTT電話が軒並み不通になって

いたことから、消防防災無線^{*1}や地域衛星通信ネットワーク^{*2}を活用して情報収集を行った。

(4) 情報整理班

発災当時の事前計画では、情報整理班は28人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で28人全員が参集していた。

情報整理班は、情報集約班が収集した情報、被害状況や緊急消防援助隊をはじめとする消防庁の対応状況を整理し、それらを取りまとめた被害報を作成するほか、大臣発言やマスコミ発表資料等、外部へ提供する資料を作成した（被害報の発出日時は、資料編を参照）。

また、災害対策本部内で情報を共有するための時系列表示システムである三段表の作成を行った。

(5) 広報班

発災当時の事前計画では、広報班は13人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で13人全員が参集していた。

広報班は、災害発生時における報道機関をはじめとする外部との窓口を果たすとともに、大臣等の総務省幹部及び国会議員等との連絡を行った。また、大臣等の被災地視察に係る対応も行った。

その他、消防庁被害報を消防庁ホームページに掲載した。発災当日の平成23年3月11日における消防庁ホームページへのアクセス数は平成23年1月の瞬間最大値の約4倍にまで達し、3月11日から3月16日ごろまでアクセスが多くつながりにくい状態であった。その間、臨時的な対応として、総務省ホームページに消防庁被害報を掲載する対応をとった。

(6) 広域応援班

発災当時の事前計画では、広域応援班は主に陸上部隊の派遣調整を行う陸上G（17人）と航空部隊の派遣調整を行う航空G（12人）の29人の消防庁職員で編成されていた。広域応援班において、発災当初、15時30分時点で20人は参集していたが、要員が不足していたことから、参謀班から3人の応援を

受け23人となった。

広域応援班は、被災地域からの応援要請状況の把握、出動要請・指示と動態の把握、各県の緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の設置に関する調整を行った。

石油コンビナートや東京電力福島原子力発電所等の災害に関しても、緊急消防援助隊の派遣調整を実施した。

(7) 通信班

発災当時の事前計画では、通信班は11人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で11人全員が参集していた。

ヘリコプターからのテレビ映像（ヘリテレ映像）や大型スクリーンをはじめとする消防防災・危機管理センターに配備されている各種機器の保守管理を行った。

(8) 特命班

発災当時の事前計画では、16人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で13人が参集していた。

特命班は、参集状況を確認し、必要に応じて職員家族の安否確認を行うとともに、食料の手配などの活動上の支援を行った。

被災地域の県庁やJヴィレッジへの職員の派遣、緊急災害対策本部への派遣にかかる職員の選定と資機材の準備や移動手段の手配などの全般的な支援を行った。現地までの移動は、交通機関が復旧するまでの間は、消防庁車両を使用した。

また、海外からの救助隊受入れについては、緊急災害対策本部、受入先の県や緊急消防援助隊の指揮支援部隊と調整を行った。

さらに、緊急に放射線防護資機材の調達なども行った。

物資調整は、発災初期において消防庁から各都道府県に支援物資の提供可能数等の照会など、都道府県と国との連絡役として対応を行っていた。その後、事務の迅速化のために緊急災害対策本部の物資

*1 消防防災無線は、消防庁と全都道府県を結ぶ通信網である。電話及びファクシミリによる相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能な通信網である。

*2 地域衛星通信ネットワークは、衛星通信によって全国の地方公共団体及び防災関係機関等と結び、防災情報及び行政情報の伝送を行っている。

調整担当にその業務を移すことになった。

(9) ツイッター班

発災当時の事前計画では、ツイッター班は3人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で3人全員が参集していた。

平成23年3月11日15時5分に東日本大震災を踏まえた最初のツイート（ツイッターでつぶやくこと）をし、消防庁災害対策本部の設置を伝達した。15時10分に消防庁ツイッターの災害時運用開始のツイートをし、その後、消防庁被害報を中心に、平成23年3月23日11時00分までに145回のツイートをした。

消防庁被害報がホームページに掲載されるごとに被害報の掲載についてツイートしたほか、津波への警戒や緊急消防援助隊の活動状況、東京電力福島原子力発電所の避難指示等についてツイートした。また、千葉県市原市のコンビナートに関し、チェーンメール等で誤情報が流れていたことから、それに関する正確な情報を発信して、チェーンメールへの注意喚起などを実施した。

また、計画停電の実施に際し、行政管理局（情報）からの依頼で厚生労働省の公式アカウントによるツイートについてリツイート（引用してつぶやく）したほか、計画停電に関する官房長官会見の概要についてもツイートした。図4.2-3は、消防庁ツイッター画面例である。

図4.2-3 消防庁ツイッター画面例¹⁾



(10) コンビナート特命班

コンビナート特命班は、3月11日の災害対策本部設置と同時期に、コンビナート火災等が想定されたことから臨時に設置され、主にコンビナート災害を所管する特殊災害室の職員12人（各班から招集）

で編成された。

石油コンビナート特別防災区域内の火災や危険物の漏えい等の被害状況について、被災地域の県や必要に応じて事業者に連絡し把握に努めた。また、千葉県市原市や宮城県仙台市のコンビナート火災への緊急消防援助隊の活動調整や大容量泡放射砲の手配を行った。コンビナート火災において有毒な物質が発生しているというチェーンメールが流れていたことから、正しい情報を国民に対して情報発信した。

(11) 原発特命班

原発特命班は、3月20日に東京電力福島第一原発及び東京電力福島第二原発事故の対応に係る関係機関との連携強化のため、臨時に設置され、特殊災害室が原子力災害も所管しているため、コンビナート特命班の職員12人（各班から招集）が兼務する形で編成された（当初、原発特命班が設置されるまでは、兼務となるコンビナート特命班により、原発関連の情報収集を行っていた。）。

双葉地方広域市町村圏組合消防本部など東京電力福島第一原発及び第二原発周辺の消防本部の活動に係る調整（原発周辺の火災対応や、防護服などの資機材手配や燃料確保のための調整など）や、原子力災害に係る関係機関（原子力・安全保安院、東京電力、福島県など）との調整を行い、避難指示の訓練や避難状況の把握に努めた。

また、各消防本部に対する防護資機材の配備（平成22年度末において配備予定のものを前倒しで配備）や、各消防本部に対し原子力に関する研修資料を配布（平成22年度末において配布予定であったものを早急に配布）を実施した。

(12) 東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班

東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班は、3月17日に東京電力福島第一原発事故による屋内退避区域（20km～30km）又は周辺にある病院等からの搬送に係る関係機関との調整のため、臨時に設置され、3人（各班から招集）の消防庁職員で編成された。

屋内退避区域の病院や社会福祉施設からの搬送に

1) 消防庁 ツイッターホームページ https://twitter.com/FDMA_JAPAN（平成25年1月21日参照）

ついて福島県や厚生労働省と調整を行った。対象施設と対象人数を把握し、福島県派遣職員から報告された実施結果を取りまとめて、官邸への報告や被害報への反映も行った。

屋内退避区域の主な搬送活動状況の詳細は、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」にて記載する。

3 職員派遣の状況

(1) 現地への消防庁職員の派遣状況

ア 岩手県災害対策本部（岩手県庁）への消防庁職員派遣

政府現地連絡対策室及び岩手県災害対策本部（緊急消防援助隊応援活動調整本部）において、岩手県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

(ア) 政府調査団として派遣

平成23年3月12日から3月18日までに、岩手県政府現地連絡対策室に職員1人を派遣した。内訳を表4.2-4に示す。

表4.2-4 消防庁職員派遣状況(岩手県・政府調査団)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月12日から3月18日	情報整理班1人

(イ) 消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から4月12日までに、岩手県消防応援活動調整本部に職員10人を派遣した。内訳を表4.2-5に示す。

表4.2-5 消防庁職員派遣状況(岩手県・消防庁)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月16日	情報集約班2人
3月16日から3月20日	情報集約班1人
3月16日から3月20日	消防研究センター1人
3月20日から3月24日	情報整理班1人
3月24日から3月28日	情報整理班1人
3月28日から4月2日	情報整理班1人
4月1日から4月5日	情報集約班1人
4月5日から4月9日	広報班1人
4月9日から4月12日	参謀班1人

イ 宮城県災害対策本部（宮城県庁）への消防庁職員派遣

政府現地災害対策本部及び宮城県災害対策本部

(緊急消防援助隊応援活動調整本部)において、宮城県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

(ア) 政府調査団として派遣

平成23年3月11日から3月29日までに、宮城県政府現地連絡対策本部に職員5人を派遣した。内訳を表4.2-6に示す。

表4.2-6 消防庁職員派遣状況(宮城県・政府調査団)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月15日	参謀班1人
3月14日から3月20日	情報集約班1人
3月20日から3月22日	参謀班1人
3月22日から3月25日	情報整理班1人
3月25日から3月29日	情報集約班1人

(イ) 消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から5月10日までに、宮城県消防応援活動調整本部に職員25人を派遣した。内訳を表4.2-7に示す。

表4.2-7 消防庁職員派遣状況(宮城県・消防庁)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月18日	参謀班1人
3月11日から3月15日	広域応援班(航空)1人
3月14日から3月18日	消防研究センター1人
3月16日から3月22日	広報班1人
3月18日から3月22日	消防研究センター1人
3月22日から3月28日	広域応援班(航空)1人
3月28日から4月2日	参謀班1人
3月31日から4月4日	広域応援班(航空)1人
4月4日から4月9日	広域応援班(陸上)1人
4月4日から4月8日	広域応援班(航空)1人
4月8日から4月12日	情報集約班1人
4月9日から4月15日	広域応援班(航空)1人
4月13日から4月17日	情報集約班1人
4月15日から4月20日	広域応援班(陸上)1人
4月18日から4月22日	広域応援班1人
4月20日から4月25日	情報整理班1人
4月23日から4月27日	広域応援班1人
4月25日から4月30日	広域応援班(航空)1人
4月28日から5月2日	情報集約班1人
4月30日から5月3日	広域応援班(航空)1人
5月2日から5月5日	情報整理班1人
5月3日から5月6日	通信班1人
5月5日から5月8日	特命班1人
5月6日から5月10日	広報班1人
5月8日から5月10日	情報整理班1人

ウ 福島県災害対策本部（自治会館）への消防庁職員派遣

政府現地連絡対策室及び福島県災害対策本部（緊急消防援助隊応援活動調整本部）において、福島県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

ア) 政府調査団として派遣

平成23年3月12日から7月6日までに、福島県消防応援活動調整本部に職員27人を派遣した。内訳を表4.2-8に示す。

表4.2-8 消防庁職員派遣状況(福島県・政府調査団)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月12日から3月17日	官邸班1人
3月17日から3月22日	官邸班1人
3月22日から3月26日	広域応援班(航空)1人
3月26日から3月30日	情報集約班1人
3月30日から4月4日	特命班1人
4月4日から4月8日	情報集約班1人
4月8日から4月12日	情報整理班1人
4月12日から4月16日	情報整理班1人
4月16日から4月20日	広域応援班1人
4月20日から4月25日	通信班1人
4月25日から4月30日	情報集約班1人
4月30日から5月3日	情報集約班1人
5月3日から5月6日	官邸班1人
5月6日から5月9日	参謀班1人
5月9日から5月11日	参謀班1人
5月11日から5月15日	情報集約班1人
5月15日から5月19日	通信班1人
5月19日から5月23日	官邸班1人
5月23日から5月27日	特命班1人
5月27日から6月1日	情報集約班1人
6月1日から6月6日	広域応援班1人
6月6日から6月11日	広域応援班1人
6月11日から6月16日	特命班1人
6月16日から6月21日	情報集約班1人
6月21日から6月26日	官邸班1人
6月26日から7月1日	情報集約班1人
7月1日から7月6日	情報集約班1人

イ) 消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から6月7日までに、福島県消防応援活動調整本部に職員25人を派遣した。内訳を表4.2-9に示す。

表4.2-9 消防庁職員派遣状況(福島県・消防庁)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月14日	広域応援班(陸上)2人
3月14日から3月19日	情報集約班1人
3月14日から3月19日	消防大学校1人
3月19日から3月23日	参謀班1人
3月19日から3月23日	消防大学校1人
3月23日から3月27日	情報整理班1人
3月27日から3月31日	情報整理班1人
3月31日から4月4日	通信班1人
4月4日から4月8日	情報整理班1人
4月8日から4月12日	通信班1人
4月12日から4月16日	参謀班1人
4月16日から4月20日	情報整理班1人
4月20日から4月24日	情報集約班1人
4月24日から4月28日	広域応援班1人
4月28日から5月1日	広域応援班1人
5月1日から5月4日	情報集約班1人
5月4日から5月7日	広域応援班1人
5月7日から5月10日	広域応援班1人
5月10日から5月14日	参謀班1人
5月14日から5月18日	情報整理班1人
5月18日から5月23日	ツイッター班1人
5月23日から5月28日	情報整理班1人
5月28日から6月2日	参謀班1人
6月2日から6月7日	通信班1人

エ 福島県Jヴィレッジへの消防庁職員派遣

東京電力福島第一原発の事故対応の前線基地となっていた福島県Jヴィレッジにおいて緊急消防援助隊による放水活動について関係機関（消防機関、自衛隊、東京電力、原子力安全・保安院）と調整を行った。また、東京電力福島第一原発において傷病者が発生した場合の医療体制の構築に係る調整を行った。

平成23年3月18日から4月2日までに、福島県Jヴィレッジに職員9人を派遣した。内訳を表4.2-10に示す。

表4.2-10 消防庁職員派遣状況(福島県Jヴィレッジ)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月18日から3月19日	情報集約班1人
3月20日から3月22日	情報集約班1人
3月22日	特命班1人
3月22日から3月24日	情報集約班1人
3月24日から3月26日	特命班1人
3月26日から3月28日	情報整理班1人
3月28日から3月30日	情報集約班1人
3月30日から4月1日	参謀班1人
4月1日から4月2日	情報整理班1人

オ 青森県(八戸市合同庁舎)への消防庁職員派遣状況

青森県災害対策本部において、被害状況の収集等を行った。

平成23年3月11日から3月14日までに、青森県八戸市合同庁舎に職員1人を派遣した。内訳を表4.2-11に示す。

表4.2-11 消防庁職員派遣状況(青森県八戸市合同庁舎)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月14日	情報集約班1人

カ 茨城県(茨城県庁)への消防庁職員派遣状況

茨城県災害対策本部において、被害状況の収集等を行った。

平成23年3月11日から3月12日までに、茨城県災害対策本部に職員2人を派遣した。内訳を表4.2-12に示す。

表4.2-12 消防庁職員派遣状況(茨城県庁)

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月12日	通信班1人
3月11日から3月12日	広報班1人

(2) 政府緊急災害対策本部への派遣

消防庁から派遣された職員は、官邸及び途中から移設された内閣府において、緊急災害対策本部要員として、輸送活動調整、物資調整、海外支接受入れ調整、広域医療調整などに従事した。

平成23年3月11日から4月4日までに、政府緊急災害対策本部に職員延べ139人を派遣した^{*1}。内訳を表4.2-13に示す。

表4.2-13 消防庁職員派遣状況(政府緊急災害対策本部)

派遣日	派遣職員所属・人数 ^{*1}
3月11日	参謀班3人、広域応援班1人
3月12日	参謀班2人、情報集約班1人、消防研究センター2人、消防大学校6人
3月13日	参謀班2人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月14日	参謀班1人、情報集約班2人、広域応援班1人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月15日	参謀班1人、情報集約班1人、広域応援班1人、広報班1人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月16日	参謀班2人、広報班1人、通信班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月17日	参謀班1人、情報集約班1人、情報整理班1人、特命班1人、ツイッター班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月18日	参謀班1人、情報集約班1人、情報整理班1人、通信班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月19日	参謀班2人、情報集約班1人、広報班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月20日	参謀班2人、特命班2人、ツイッター班1人、消防研究センター1人、消防大学校4人
3月21日	参謀班1人、情報集約班2人、広報班1人、通信班1人、消防大学校4人
3月22日	参謀班2人、情報集約班2人、特命班1人、消防大学校4人
3月23日	参謀班1人、消防大学校2人
3月24日	参謀班1人、消防大学校2人
3月25日	参謀班1人、消防大学校2人
3月26日	参謀班1人、消防大学校2人
3月27日	参謀班1人、消防大学校2人
3月28日	参謀班1人、消防大学校1人
3月29日	参謀班1人、消防大学校1人
3月30日	参謀班1人、消防大学校1人
3月31日	参謀班1人、消防大学校1人
4月01日	参謀班1人、消防大学校1人
4月02日	参謀班1人、消防大学校1人
4月03日	参謀班1人、消防大学校1人
4月04日	参謀班1人

*1 政府緊急災害対策本部には、主に半日交代で派遣しており、表中の派遣人数は派遣期間における延べ人数を示す。

(3) 被災者生活支援特別対策本部への派遣

平成23年4月8日から4月25日までに、被災者生活支援特別対策本部に職員18人を派遣した。内訳を表4.2-14に示す。

なお、被災者生活支援特別対策本部（平成23年5月9日から被災者生活支援チームに名称変更）は、平成23年3月17日に緊急災害対策本部長の決定により、緊急災害対策本部の下に設置された¹⁾。

表4.2-14 消防庁職員派遣状況
(被災者生活支援特別災害対策本部)

派遣日	派遣職員所属・人数
4月8日	情報整理班1人
4月9日	情報整理班1人
4月10日	情報集約班1人
4月11日	情報集約班1人
4月12日	情報集約班1人
4月13日	広報班1人
4月14日	情報集約班1人
4月15日	情報整理班1人
4月16日	情報集約班1人
4月17日	情報整理班1人
4月18日	情報集約班1人
4月19日	広報班1人
4月20日	情報集約班1人
4月21日	情報整理班1人
4月22日	情報集約班1人
4月23日	情報整理班1人
4月24日	情報集約班1人
4月25日	ツイッター班1人

4 国会への対応

第177回国会は、平成23年1月24日に召集され、平成24年6月22日までの予定だったが、東日本大震災発生後、災害応急活動への取組のため、平成23年3月16日まで休会を余儀なくされ、平成24年8月31日まで延長された。

3月下旬から4月にかけては、消防本部（緊急消防援助隊を含む。）や消防団の活動に関する質問も多数あり、対応をした。表4.2-15に主な関連する質疑の一覧を示す。答弁の内容については、資料編を参照。

1) 内閣府 被災者生活支援チーム 本チームの主な任務及び体制
<http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei2.pdf>（平成25年1月21日参照）

表 4.2-15 東日本大震災における消防機関や消防団等に関する国会の質疑一覧¹⁾

No.	日付	院名	会名	質問者	所属	主な質問内容	答弁者
1	3月22日	衆議院	総務委員会	重野 安正	社民	自治体間の防災協定について	総務大臣政務官 (逢坂誠二)
2	3月24日	参議院	総務委員会	魚住 裕一郎	公明	消防防災施設関係補助金について	総務大臣 (片山善博) 総務大臣政務官 (逢坂誠二)
3	3月24日	参議院	総務委員会	山下 芳生	共産	原子力発電所への放水活動について	総務大臣 (片山善博) 消防庁 国民保護・防災部長 (塚田桂祐)
4	3月24日	参議院	総務委員会	片山 虎之助	たちあ がれ	消防団の再建について	総務大臣 (片山善博)
5	3月25日	参議院	総務委員会	石川 博崇	公明	緊急消防援助隊が原子力発電所から20キロから30キロ圏内の患者を搬送しなかった事実関係について	総務大臣 (片山善博)
6	3月29日	参議院	予算委員会	礒崎 陽輔	自民	東京電力福島第一原発事故における放水の要請について	首相 (菅直人) 経済産業大臣 (海江田万里) 総務大臣 (片山善博)
7	4月12日	参議院	総務委員会	礒崎 陽輔	自民	消防団の活動状況について	総務大臣 (片山善博) 消防庁長官 (久保信保)
8	4月12日	参議院	総務委員会	礒崎 陽輔	自民	津波警報での住民の避難について	総務大臣 (片山善博) 消防庁長官 (久保信保)
9	4月12日	参議院	総務委員会	岸 宏一	自民	消防団の被害状況について	総務大臣 (片山善博) 消防庁次長 (株丹達也)
10	4月12日	参議院	総務委員会	寺田 典城	みんな	大規模な停電を含めた新たな防災計画の策定について	総務大臣 (片山善博) 総務副大臣 (平岡秀夫) 消防庁次長 (株丹達也)
11	4月12日	参議院	総務委員会	片山 虎之助	たちあ がれ	緊急消防援助隊の活動に要した費用について	総務大臣 (片山善博)
12	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川 沙織	民主	津波の避難勧告等の発令基準の策定について	消防庁 国民保護・防災部長 (佐々木克樹)
13	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川 沙織	民主	Jアラートの活用について	消防庁 国民保護・防災部長 (佐々木克樹)
14	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川 沙織	民主	防災行政無線の整備について	消防庁 国民保護・防災部長 (佐々木克樹)
15	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	武内 則男	民主	消防団の資機材充実化について 防災行政無線の整備について	総務大臣 (片山善博)
16	4月27日	衆議院	厚生労働委員会	田村 憲久	自民	災害時要援護者の名簿の作成について	消防庁 国民保護・防災部長 (佐々木克樹) 内閣府 官房審議官 (長谷川彰一)
17	4月28日	参議院	総務委員会	礒崎 陽輔	自民	避難者情報システムと安否情報システムの有効な運用について	総務大臣 (片山善博)
18	4月30日	参議院	総務委員会	谷 公一	自民	賞じゅつ金の弾力的運用について 被害を受けた防災行政無線の復旧状況について	消防庁長官 (久保信保)
19	4月30日	参議院	災害対策特別委員会	長島 忠美	自民	被災した消防団員への配慮について	国務大臣(防災担当) (松本(龍))
20	5月2日	参議院	総務委員会	石川 博崇	公明	東京電力福島第一原発に出勤した緊急消防援助隊の出動経費について	消防庁長官 (久保信保)

1) 国立国会図書館 国会会議録検索システムのデータより作成
<http://kokkai.ndl.go.jp/> (平成25年1月21日参照)

No.	日付	院名	会名	質問者	所属	主な質問内容	答弁者
21	5月2日	参議院	総務委員会	吉田 忠智	社民	東京電力福島第一原発事故の応援活動をした消防職員の放射線防護、被曝線量管理や健康状態のチェック体制について	消防庁長官 (久保信保)
22	5月10日	参議院	総務委員会	魚住 裕一郎	公明	防災行政無線の整備について	総務大臣 (片山善博)
23	5月17日	参議院	総務委員会	西 博義	公明	後方支援拠点の整備について	総務大臣 (片山善博)
24	5月17日	参議院	総務委員会	吉川 沙織	民主	津波への避難指示基準の策定について	総務大臣 (片山善博)
25	5月17日	参議院	総務委員会	吉川 沙織	民主	防災行政無線の復旧状況について 緊急消防援助隊の後方支援車両の整備について	消防庁長官 (久保信保)
26	5月19日	参議院	総務委員会	山下 芳生	共産	殉職した自治体職員について	総務大臣 (片山善博)
27	5月24日	衆議院	総務委員会	橘 慶一郎	自民	災害時相互応援協定について	総務大臣政務官 (逢坂誠二)
28	5月26日	参議院	総務委員会	秋葉 賢也	自民	避難所のガイドラインの作成について	総務大臣 (片山善博)
29	6月16日	参議院	総務委員会	魚住 裕一郎	公明	地域防災計画の見直しについて	総務大臣 (片山善博)
30	6月21日	参議院	総務委員会	片山 虎之助	たちあ がれ	消防団員への惨事ストレス対策について	消防庁長官 (久保信保)
31	7月12日	衆議院	総務委員会	山口 俊一	自民	消防団員の賞じゅつ金について	総務副大臣 (鈴木克昌)
32	7月12日	衆議院	総務委員会	重野 安正	社民	殉職した消防団員への弔慰金について	総務大臣 (片山善博)
33	7月12日	衆議院	総務委員会	谷 公一	自民	殉職した消防団員の賞じゅつ金について	総務大臣 (片山善博)
34	7月19日	衆議院	予算委員会	小池 百合子	自民	殉職した消防の関係者の数について 消防職団員の賞じゅつ金について	総務大臣 (片山善博)
35	7月21日	参議院	予算委員会	室井 邦彦	民主	消防団強化について	総務大臣 (片山善博)
36	8月2日	参議院	予算委員会	坂本 哲志	公明	弾力的な防災訓練について	総務大臣 (片山善博)

4.2.4 ▶ 消防庁消防研究センターの災害調査活動¹⁾

消防庁消防研究センターでは、この東日本大震災がもたらした様々な被害のうち、特に火災、危険物施設に係る被害及び消防活動の実態を後世に残すべく、3月23日から6月18日（震災から100日目）までに、30回、延べ287人を投じて現地調査を行ってきた。また、調査はその後も継続した。

本項では、消防庁消防研究センターが実施した広域火災現場調査、危険物施設の被害調査及び地震・津波による被害調査について記述する。

図4.2-4に消防庁消防研究センターが調査した火災現場、石油コンビナート等及び津波被害等の調査場所を示す。また、各調査の期間、回数、場所は以下のとおりである。

【火災現場調査】

調査期間 平成23年3月23日～8月26日
 調査回数 23回
 調査場所 岩手県（久慈市、野田村、陸前高田市、宮古市、山田町、大槌町）
 宮城県（気仙沼市、石巻市、女川町、仙台市、名取市）
 福島県（いわき市）

【危険物施設等現場調査】

調査期間 平成23年3月23日～8月19日
 調査回数 22回
 調査場所 岩手県（久慈市）
 宮城県（気仙沼市、仙台地区）
 福島県（いわき市）
 茨城県（鹿島地区）
 千葉県（市原市）
 神奈川県（川崎市）
 新潟県（新発田市、新潟市）
 山形県（酒田市）

【地震・津波による被害と消防活動調査】

調査期間 平成23年3月23日～8月26日
 調査回数 16回
 調査場所 青森県（八戸市）
 岩手県（久慈市、野田村、宮古市、山田町、釜石市、大槌町、大船渡市、陸前高田市）
 宮城県（気仙沼市、南三陸町、登米市、仙台市、名取市）
 福島県（いわき市、郡山市、二本松市）

図4.2-4 消防庁消防研究センターの現地調査場所²⁾



1 火災現場調査活動¹⁾

広域火災になった現場において、将来起こる大規模災害時における延焼防止、出火防止に役立つような情報を得ることを目的として、以下の項目を調査した。

- 出火原因や延焼範囲の把握
- 焼け止まり要因の分析
- 写真、ビデオによる現場情報の記録
- 目撃証言の収集

1) 消防庁消防研究センター 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月 http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

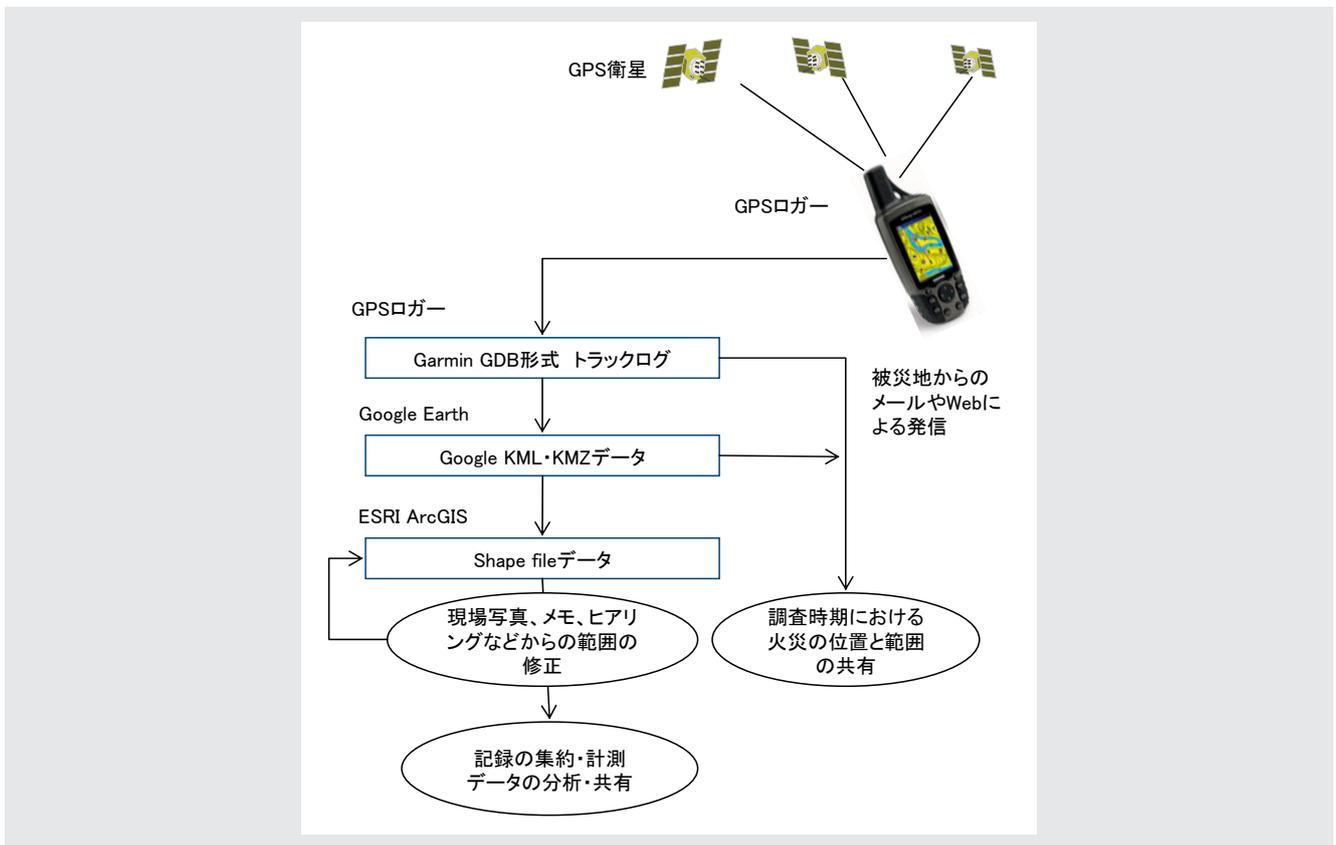
2) 消防庁消防研究センター

現地調査の日程及び対象地域は、以下のとおりである。

平成23年3月23日～26日	気仙沼市、陸前高田市、大槌町、山田町
平成23年3月29日～4月1日	気仙沼市、石巻市、名取市
平成23年4月4日～8日	石巻市、気仙沼市
平成23年4月7日～10日	久慈市、野田村、仙台市
平成23年4月13日～16日	宮古市田老町、山田町、船越町
平成23年4月27日	大槌町
平成23年6月16日～17日	石巻市、女川町、気仙沼市
平成23年7月6日	気仙沼市
平成23年7月12日	いわき市（久之浜）
平成23年7月20日～21日	気仙沼市
平成23年8月25日～26日	気仙沼市

延焼範囲を記録するときの目印となる建物や道路等が津波に流されたり埋まったりしていたことから、住宅地図を使った記録が困難な場所もあった。そこで、火災延焼範囲を記録するために、GPS ロガーを持って火災延焼範囲の外周を歩くことで、トラックログデータとして火災の延焼範囲を測定・記録した。火災延焼範囲の作成手順を図4.2-5に示す。また、消防庁消防研究センターの火災現場調査結果をもとに第3章「3.3.2火災による被害」を記載した。

図4.2-5 火災延焼範囲の作成手順¹⁾



1) 消防庁消防研究センター 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月 http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

2 危険物施設等の被害調査活動¹⁾²⁾³⁾

消防庁消防研究センターでは、危険物施設や石油コンビナート施設（以下「危険物施設等」という。）の被害について、千葉県内と宮城県内の製油所で発生した大規模な火災のほか、岩手県から茨城県にかけての太平洋沿岸、東京湾岸、山形県内、新潟県内の各地に立地する屋外貯蔵タンク（石油タンク）等の危険物施設に発生した地震動又は津波による被害の情報を収集し、耐震性及び安全性に対する資料を得るため平成23年3月23日から平成23年8月19日にかけて合計22回の現地調査を実施した。

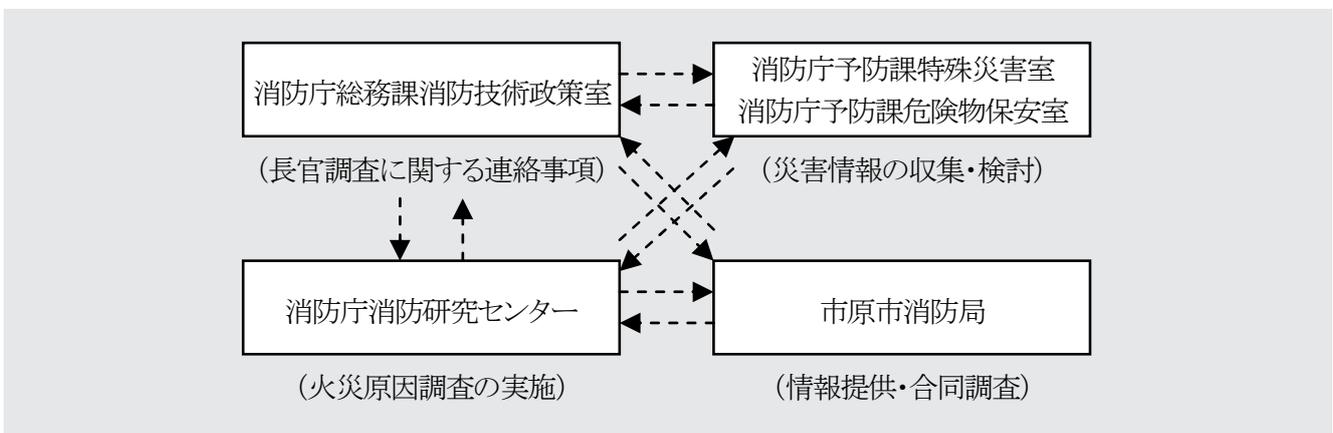
危険物施設等の被害については、下記の視点で調査を実施した。

- タンク側板、床板、浮き屋根が受けた被害状況は消防法令の技術上の基準を見直す必要のあるものであるか
- 仙台地区の火災の原因
- 千葉縣市原市のコンビナート火災の出火原因
- 巨大な津波が来襲した地区における危険物施設の被害の状況はどうであるか

なお、千葉縣市原市のコスモ石油（株）千葉製油所における火災については、消防庁長官による火災原因調査（消防本部から消防庁長官への依頼に基づく調査）が実施された。他の地域における火災の火災原因調査に関しては、消防本部から消防庁消防研究センター所長への依頼に基づく調査、又は消防庁消防研究センターの自主的調査であった。消防庁長

官の火災原因の調査を実施するにあたっては、図4.2-6に示す調査体制で行った。

図4.2-6 消防庁長官による火災原因調査における体制²⁾



1) 消防庁消防研究センター 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月 http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁消防研究センター

3) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

3 地震・津波による被害と消防活動の現地調査活動¹⁾

北は青森県八戸市から南は福島県いわき市にかけての東北地方太平洋側の地域において、地震動や津波による被害の状況を現地調査するとともに、消防職員や自治体職員から聞き取り調査を実施した。

現地調査とヒアリング調査日程及び対象地域は、以下のとおりである。

平成23年6月22日 岩手県（盛岡市消防本部）
平成23年7月8日 千葉県（千葉市消防局）
平成23年7月12日 福島県（いわき市消防本部）
平成23年7月14日 秋田県（秋田市消防本部）
平成23年7月15日 山形県（山形市消防本部）
平成23年7月20日 宮城県（石巻市消防本部）
平成23年7月22日 岩手県（宮古地区広域行政組合消防本部）
平成23年8月18日～19日 岩手県（釜石大槌地区行政事務組合消防本部、 大船渡地区消防組合消防本部）
平成23年8月23日～24日 宮城県（名取市消防本部、仙台市消防本部）

消防署所の立地と津波浸水域の関係についても調査をしているが、東日本大震災による津波遡上範囲は広大であり、津波で被災した全域を独自で調査することは困難であるため、研究機関、学会及び民間会社が作成した津波遡上範囲のGISデータや衛星データを収集した。

また、津波による被害の調査だけでなく、土砂災害の発生要因（地形、地質、地下水など）を把握するとともに、家屋や住民が巻き込まれた場合の救助活動のあり方を検討するための資料を得るため、平成23年3月11日及び4月11日の地震による土砂災害現場について調査を行った。

その他、消防庁消防研究センターが阪神・淡路大震災を契機として開発した簡易型地震被害想定システム（SEDES）^{*1}等の検証も実施した。

1) 消防庁消防研究センター 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月
http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 地震被害等（震度、火災、家屋倒壊、死者、負傷者、避難者）をPCで即座に計算し結果を面的に表示したり、市区町村単位で集計することのできるソフトウェア